



1月10日は110番の日



110番は、緊急通報専用電話です。



**素早い通報が事件
解決につながります。**



**緊急事件・事故以外の
[相談]・[要望等]は
けいさつ総合相談センター
#9110
又は048-822-9110**

令和5年1月18日より

改正「埼玉県迷惑行為防止条例」が施行されます

第10条に以下の規制対象行為が追加されました

第10条2項第1号（拡大）

住居等（現に所在する場所）付近における見張り、うろつき

住居等（現に所在する場所）への押しかけ

第10条2項第5号（拡大）

拒まれたにもかかわらず、連続して文章を送付する行為を追加

第10条2項第9号（新設）

相手方の承諾なく、その所持するGPS機器等に係る位置情報を取得する行為を規制対象として追加

第10条2項第10号（新設）

相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付ける等の行為を規制対象として追加



大井交番勤務員一同

謹賀新年
今年も安全で安心なまちづくりを目指して頑張りますので、昨年同様、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。

大井交番事件ファイル

自転車盗 1件 器物損壊 7件
万引き 5件

11月16日（水）～12月15日（木）

